

令和8年4月から 「蛍光管・乾電池等」の 回収対象品目を拡大します

リチウムイオン電池等を原因とした発火事故が多発しています。
事故の未然防止のため、適正排出にご協力をお願いします。



「蛍光管・乾電池等」おける回収対象品目

① 蛍光管



② スプレー缶・カセット式ガスボンベ



③ ライター



④ 電池類



④ 電池類内蔵製品3品目



モバイルバッテリー

加熱式電子タバコ

電動シェーバー

【令和8年4月より追加】

④ 電池類を取り外せない・取り外すことが難しい電池類内蔵製品(30cm以下) (製品例)



ワイヤレスイヤホン



スマートウォッチ



スマートフォン



ハンディファン



小型ゲーム機



電動歯ブラシ

※30cmを超えるものは粗大ごみ

出し方

- 電池類を取り外すことが難しい場合、発火の危険があるため、無理に分解しないでください。
- 電池は全て使い切り(充電切れにして)、セロハンテープ等を貼って絶縁して出してください。
- ①蛍光管は購入時のケースに入れて出してください。(ない場合は新聞紙等に包んでください)
その他は、上記「②、③、④」ごとに、それぞれ中身がわかる透明な袋に入れて出してください。
- 蛍光管・乾電池等は、放置すると発火の危険があるため、必ず収集日当日に出してください。**
- 発火の危険がありますので、**電池類が液漏れ・膨張・破損等の状態にあるときはごみステーション等には出さず、三川町役場建設環境課(Tel0235-35-7036)までご連絡ください。**

三川町役場建設環境課
電話0235-35-7036